

定 例 会 議 会 議 録

開 催 日 時	令和6年8月7日（水）午前10時00分 ～ 午後1時00分	
開 催 場 所	特別会議室、公安委員会室	
区 分	『 全 体 会 議 』 議 題 ・ 要 旨	主 管 部
【 報 告 事 項 】	1 障害者である職員の活躍推進状況について 「宮城県警察障害者活躍推進計画」は障害者雇用促進法に基づき令和2年4月から令和7年3月末までを計画期間として定められているものであるが、 (1) 各年6月1日時点の雇用率を法定雇用率以上とする。 (2) 当該年度に採用された職員の定着率を100%とする。 (3) 職務に関する満足度の向上 の3つの目標を掲げている。昨年度の取組としては、 (1) 障害者を対象とした職員の採用選考考査の実施 (2) 障害者職業生活相談員選任による相談体制の確立 (3) 各所属での面談の実施による状況把握及び体調への配慮 の3つを進めてきた。 取組結果は、障害者の任免状況については、本年6月1日現在の法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数646.5人（短時間職員は0.5で換算）のうち障害者である職員の実人員は18人だが、重度障害の場合は1人を2人として換算するなどの法定算出基準に基づき24.5人と換算され、実雇用率は3.79%となり、法定雇用率である2.8%を上回っている状況である。なお、昨年度の法定雇用率が2.6%であったのに対し本年度は2.8%と上昇しているが、実雇用率も昨年の3.63%から上昇している。 また、令和5年度に新たに採用した障害者である会計年度任用職員2人について離職はなく、定着率100%となっている。職務に関する満足度については毎年度匿名のアンケートを実施しており、令和5年度は88.9%で前年度から4.4ポイント低下した。障害者である職員の意見を聴取して勤務環境を改善した例では、聴覚に障害のある職員にはチャット機能を活用して目で見える形にしたり、ADHDの症状がある職員の電話を電話番号が表示されるものに変更するなどの対応をしている。 任免状況の公表については、障害者の雇用促進等に関する法律に基づき公表することとなっており、県警のみならず知事部局や教育庁と同じタイミングで公表を行うこととし、8月21日の文教警察委員会で資料配布を行った上で、県警察のホームページに掲載する予定である。 委 員： 県単位で見ると宮城県は障害者雇用率が全国最下位の時もあり障害者雇用率を上げる努力をしてきた経緯があるが、県警では高い雇用率を保っており、職場環境を含め様々な工夫をしていただいていると思う。具体的にはどのような方が警察職員として雇用されているのか伺いたい。 警務部長： 警察官は雇用率の算定から除外されており、事務職員、業務職員等の中での雇用とはなっているが、身体が不自由な方や発達障害の方、難聴の方など様々である。	警 務 部
	2 20言語による運転免許学科試験の実施について 20言語による運転免許学科試験とは、今後、日本に入国する	交 通 部

外国人労働者が増加し、運転免許学科試験等の外国人受験希望者も増加することが見込まれており、そのような状況に適切に対応するため導入するものである。現在、第1種免許の学科試験については英語・中国語・ベトナム語の3カ国語、第2種免許については英語で受験することができたが、これを大幅に拡充し、第1種・第2種・仮免許試験等について計20言語での受験ができるようにするものである。導入は8月下旬に、4つの免許センターと気仙沼警察署において実施する予定である。

委員：どのくらいの外国人の方が受験されているのか。

交通部長：令和5年中は1,253人の方が受験されており、英語が最も多く、次いでベトナム語、中国語の順となっている。全国的には警察庁で導入を進めており、6月から開始し現在は半数の県で導入されている。

3 災害対処能力強化に向けた取組について

警 備 部

近年、激甚化・頻発化する豪雨災害をはじめ、発生が懸念される大規模地震や、県内の蔵王山、栗駒山の噴火等、多様な災害に備える必要性が高まっている。このような状況下で、各種大規模災害に迅速・的確に対処できるよう、東日本大震災以降、各部局等の協力を得ながら、震災及びその後の災害から得られた数々の教訓を踏まえた各種災害対策について不断に見直しつつ、日頃から災害に関する危機管理体制の点検及び構築を持続的に推進し、県警全体の災害対処能力強化を目指しているところである。

本年の取組としては、

- (1) 警備体制の整備
- (2) 災害対策部隊等の対処能力の向上
- (3) 防災関係機関等との連携

を重点として、各種施策を実施している。特に「救出救助技能指導者実務研修」に伴う警察官の警視庁への派遣は、本県警察初の取組である。この制度は、警察庁が各道府県警察における救出救助の指導者的立場となる職員の育成を目的として、平成30年から実施しているものであり、研修期間は1年間で、特別救助班の経験を有する研修者がさらに高度な救出救助技能の習得を目指すほか、全国で発生する様々な災害現場への派遣により多くの経験を積むことができるなど、極めて有用な内容となっている。なお、研修終了後は救出救助指導者として今後の活躍が期待されるところである。

今後の取組については、

- (1) 災害対策部隊等の訓練
- (2) 県警察における災害対処訓練
- (3) 防災関係機関等との訓練

などであり、東北各県警察の連携強化等を目的とした広域緊急援助隊合同訓練が11月11日、12日の両日、秋田県内で実施予定である。本来であれば、同訓練の事前訓練と位置付けた南部三県合同訓練が7月30日に福島県内において開催予定であったが、同訓練の前週に発生した山形、秋田両県での豪雨災害対応のため中止となった。なお、山形県への災害対応のため、7月26日から28日までの3日間、本県から広域緊急援助隊警備部隊と航空隊が派遣された。

今後も9月の防災週間に伴う災害警備訓練をはじめ、様々な訓練等を実施し、県警全体の災害対処能力強化と更なる危機意識の醸成を図ってまいりたい。

	委員：救出救助技能指導者実務研修とは、研修の終了をもって何か資格等が得られるのか。 警備部長：資格が得られるわけではないが、この研修を経てブラッシュアップして帰ってきた後は技能指導官として講習を行うなど、いずれは指導者としての立場になりうる、という認識である。	
--	--	--

区 分	『 個 別 審 議 等 会 議 』	
【 決 裁 事 項 】	1 苦情の受理及び再調査の要望について	総 務 課
	2 苦情の受理について	総 務 課
	3 苦情の調査結果及び通知案について（2件）	総 務 課
	4 審査請求に伴う宮城県個人情報保護審査会への諮問について	総 務 課
	5 警察署の新設に伴う知事に対する協議について	警 務 課
	6 審査請求の裁決案について	監 察 課
	7 風俗営業者に対する許可の取消しに係る聴聞の実施について	生活安全企画課
	8 一定の病気による行政処分（取消し）に対する撤回事案の発生及び対応について	運 転 免 許 課
	9 警察職員の援助要求に対する同意について	公 安 課
	10 警察職員の援助要求に対する同意について	警 備 課
	11 道路交通法の規定に基づく意見の聴取等	運 転 免 許 課
【 報 告 事 項 】	1 令和6年上半期における飲酒運転根絶活動推進委員の活動状況について	交 通 企 画 課
【 そ の 他 】	1 警察職員等の援助要求に関する意思決定（災害関連）について	